

## EXPO with U-NEXT スマートオンラインムービー 利用規約

### 第1条（目的）

株式会社セールスパートナー（以下「運営元」といいます。）は、株式会社EPARKが運営する会員制サービス「EPARK」（以下「EPARK」といいます。）の会員（以下「会員」といいます。）を対象に、以下に定める「EXPO with U-NEXTスマートオンラインムービー 利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「EXPO with U-NEXTスマートオンラインムービー」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

### 第2条（本サービスの定義）

会員は、「本サービス」に申込むことにより、株式会社U-NEXT（以下「提供元」といいます。）が提供する「ユーネクストビデオサービス」、「ペイ・パー・ビューサービス」、「ユーネクストビデオサービス」、及び「ペイ・パー・ビューサービス」に関するガイド誌、「BookPlace」（以下、総称して「提供元サービス」といいます。）を利用できるものとします。

- EXPO with U-NEXTスマートオンラインムービー 7日間見放題サービス

＜サービス内容：EXPO with U-NEXTスマートオンラインムービー 7日間見放題サービスの契約者を対象に提供元が提供する以下の内容＞

- 提供元が提供する「ユーネクストビデオサービス」における「ペイ・パー・デイサービス」（各月毎に7日分。当月のみ有効）、「ペイ・パー・ビューサービス」、「Book Place」及び、本ポイントの付与（毎月500ポイント）

[提供元における通常価格：1,078円（税込）/月]

### 第3条（本規約の承諾および会員契約の締結）

会員は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）が成立するものとします。尚、会員のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。

### 第4条（料金等）

- 契約者は、運営元が別途定める本サービスの月額料金等（以下、総称して「本料金」といいます）を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。
- 契約者は、提供元サービスに関する料金については、提供元に対して支払うものとします。

### 第5条（ポイント）

- 本サービスのうち、本ポイントの付与は、毎月1日に行われるものとします。但し、契約者が、本サービスの利用を開始する月においては、当該ポイントの付与が行われないものとします。
- 契約者が、本ポイントの追加購入を希望する場合、提供元より当該本ポイントを購入するものとします。

### 第6条（本サービスの解約）

- 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
- 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から末日までに解約手続きが完了した場合、当該月の翌月末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

### 第7条（解約後の措置）

- 契約者は、契約者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
- 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。
- 契約者は、会員契約が終了した場合においても、契約者と提供元との間で締結した提供元サービスに関する契約については、当該契約に関する解約手続きが完了しない限り、継続することを確認するものとします

## 第8条（債権譲渡）

契約者は、契約者が提供元との間で締結する提供元サービス及び本ポイントに関する契約に基づく債権の全部を、提供元が運営元に対して譲渡することに合意するものとします。

また、当該譲渡は、提供元が当該契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。尚、契約者は、当該譲渡に基づき、運営元から当該契約者に対して、当該債権に本サービスが適用され割引された料金に関する請求が行われることに合意するものとします。

## 第9条（契約期間等）

運営元にて、契約者の本サービスに関する登録が完了した日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

## 第10条（本サービスの提供の停止及び解約）

1. 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
  - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から会員に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
  - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑨ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
  - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
  - ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
2. 運営元は、契約者が第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金の支払いを一度でも怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、会員契約を解約することができるものとします。
3. 第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する1ヶ月分の料金が、金11,100円(税込)以上となり、かつ、契約者から運営元に対する当該料金の支払いが遅延した場合、運営元は、契約者に対し事前に通知することなく、本サービスの提供を停止又は会員契約を解約することができるものとします。

## 第11条（適用関係）

契約者は、本規約に規定なき事項については、「EPARK 会員規約」、提供元が定める提供元サービスに関する規約の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

制定日：2016年6月1日

改定日：2023年3月1日

運営元：東京都豊島区南池袋二丁目9番9号

株式会社セールスパートナー